

入 札 公 告

和歌山県動物愛護センター展示室デジタル映像システム整備について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 8 月 22 日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する事項

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 事業年度 | 令和 7 年度 |
| (2) 業務名称 | 和歌山県動物愛護センター展示室デジタル映像システム整備 |
| (3) 業務内容 | 仕様書のとおり |
| (4) 業務履行の場所 | 和歌山県が指定する場所 |
| (5) 業務期間 | 契約の日から令和 7 年 12 月 23 日まで |
| (6) 契約書の要否 | 要 |
| (7) 議決の要否 | 不要 |

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加等措置要綱（平成 16 年 6 月 15 日制定）に基づく入札参加資格停止を受けていない者であること。
- (4) 和歌山県建設工事暴力団排除対策要綱（昭和 62 年 12 月 21 日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (6) 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。
- (7) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成 21 年制定）に基づく入札参加資格の停止措置を受けていない者であること。
- (8) 和歌山県物品・役務調達システムの小分類「展示・映像・照明・音響設備保守管理」の登録を行っている者であること。
- (8) 公告日の直近 5 か年において同種同規模以上の契約実績があること（民間実績を含む。）。

3 一般競争入札参加資格審査申請に関する事項

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書（別紙1）
 - イ 公告日の直近5か年において同種同規模以上の契約実績（民間実績を含む）があることを証する書類
- (2) (1) のアに掲げる申請書類については県の定める様式とし、和歌山県物品・役務調達システム（以下単に「システム」という。）及び和歌山県のホームページに掲載する。なお、同様のものを令和7年8月22日（金）から同年8月29日（金）までの火曜日を除く午前10時から午後5時までの間に、4（1）に掲げる場所で配布する。
- (3) この参加資格の審査の申請書類の受付は、令和7年8月22日（金）から同年8月29日（金）までの火曜日を除く午前10時から午後5時までの間に、4（1）に掲げる場所で受け付ける。なお、書類の提出は持参、郵送又は電子メールによるものとし、郵送及び電子メールによる場合は、令和7年8月29日（金）午後5時までに、4（1）に掲げる場所に到着するように行わなければならない。
- (4) 申請書類に使用する言語は日本語とする。
- (5) 申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により令和7年9月8日（月）までに通知する。
- (6) 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明については、次のとおりとする。
 - ア 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対しその理由について説明を求められることができる。
 - イ アの説明は、不適格認定の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内（和歌山県動物愛護センターの休業日を除く。）に和歌山県動物愛護センター業務課へ書面（ファクシミリ、電子メールを含む。）により求めるものとする。
 - ウ 説明を求めた者に対しては、書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日以内（和歌山県動物愛護センターの休業日を除く。）に書面により回答するものとする。

4 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山県海草郡紀美野町国木原 372 番地
和歌山県動物愛護センター 業務課

(2) 日時

令和7年8月22日（金）から同年9月8日（月）までの火曜日を除く日の午前10時から午後5時まで

5 仕様書の閲覧等

(1) 仕様書はシステム及び和歌山県のホームページに掲載し閲覧に供する。なお、同様のものを次により交付する。

ア 交付場所 4の(1)に同じ。

イ 交付日時 4の(2)に同じ。

(2) (1)の仕様書等に対して質問のある者は、令和7年8月22日(金)から同年8月25日(月)午後5時までに、和歌山県動物愛護センター業務課に対して書面等(ファクシミリ、メール含む)により行うものとする。

(3) (2)の質問に対しては、原則として令和7年8月29日(金)までに書面等(ファクシミリ、メールを含む)により回答し、その内容については、和歌山県動物愛護センターホームページへの掲載の方法及び和歌山県動物愛護センター業務課での備付けの方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあつては、和歌山県動物愛護センター業務課の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山県海草郡紀美野町国木原 372 番地

和歌山県動物愛護センター 事務室

イ 入札書提出時間

令和7年9月10日(水)9時00分から14時00分まで

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

令和7年9月10日(水)14時00分から

(2) 入札は、システムによる電子入札又は所定の入札書の郵送により実施するものとする。

(3) 郵送により入札する場合には、一の封筒に競争入札参加資格要件適格認定に係る通知の写しと、入札書を入れた封筒をともに入れ、簡易書留郵便にて令和7年9月8日(月)午後5時までに和歌山県動物愛護センターに必着させること。

(4) 代理人が入札する場合は、委任状を令和7年9月8日(月)午後5時までに代理人が持参もしくは郵送により和歌山県動物愛護センターに提出すること。この場合において、入札書に商号又は名称、住所又は所在地、代表者氏名、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印しておかなければならない。

(5) 入札書には、調達業務を完了するための価格の総額を記入すること。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る

課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (7) 郵送による入札書は封筒に入れて封印し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、事業年度及び調達業務の名称を表記しなければならない。
- (8) 入札者は、(6) の入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。
- (9) 入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期し、又は取り消すことがあるものとする。

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除とする。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - ア 財務規則第 86 条各号に規定する担保
 - イ 保証事業会社による保証
- (3) 契約保証金は、次に掲げる場合にあってはその全部又は一部の納付を免除することができる。
 - ア 契約の相手方（落札者）が保険会社との間に和歌山県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。この場合、契約の相手方（落札者）は、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出すること。
 - イ 契約の相手方（落札者）が過去 2 か年の間に国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、そのものが契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。この場合、契約の相手方（落札者）は契約保証金免除申請書（別紙 2）を契約の日までに提出すること。

9 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札参加資格のない者がした入札（本公告の期間中に本県より指名停止措置を受け、入札時点で資格がない者がした入札を含む）
- イ 所定の時刻までにされなかった入札
- ウ 入札者が 2 以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- エ 郵送による入札において、記名押印を欠いている、入札金額を訂正している、又は誤字・脱字等により意思表示が不明瞭な入札書によりなされた入札
- オ 明らかに談合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札

カ その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県動物愛護センター職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がなかったときは、直ちに再度の入札をシステムにより行う。この場合において、入札の回数は最初の入札を含めて3回までとする。ただし、郵送による入札を行った者は第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 入札結果の公表

入札結果はシステム上に掲載するとともに、和歌山県動物愛護センターホームページ上に掲載して閲覧に供することにより公表する。

12 契約の方法

- (1) 契約は、契約書を作成することにより落札者を行うものとする。
- (2) 契約書において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (3) 資格審査を経ていない者との契約は行わないものとする。

13 その他

- (1) 落札者の決定後、契約締結の日までの間において、落札者が告示の2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県はその契約を締結しないことについて、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。
- (2) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、この入札を延期し、又は取りやめることがある。
- (3) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県動物愛護センター 業務課

イ 所在地

和歌山県海草郡紀美野町国木原 372

郵便番号 640-1251

電話番号 073-489-6500

ファクシミリ番号 073-489-6504

電子メールアドレス e0316011@pref.wakayama.lg.jp